

飼育動物診療施設開設届

年 月 日

[あて先]

秋田県知事 佐竹 敬久

住所：

氏名：



獣医療法第3条の規定に基づき、次のとおり届出します。

1 開設者の氏名（又は法人の名称）及び住所

開設者氏名： (獣医師番号)

開設者住所：

2 診療施設の名称：

3 開設の場所：

4 開設の年月日： 年 月 日

5 診療用機器等の種類及び所有・借受けの別

診療用機器等の種類	所有の有無	有する場合における所有・借受けの別				
覚せい剤取締法第二条第五項に規定する覚せい剤原料	有・無	/				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">名</td> <td style="width: 50%;">—</td> </tr> <tr> <td>称</td> <td>-----</td> </tr> </table>	名	—	称	-----		/
名	—					
称	-----					
麻薬及び向精神薬取締法第二条第一号に規定する麻薬及び同条第六号に規定する向精神薬	有・無	/				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">名</td> <td style="width: 50%;">—</td> </tr> <tr> <td>称</td> <td>-----</td> </tr> </table>	名	—	称	-----		/
名	—					
称	-----					
エックス線装置	有・無	所有・借受け				
エックス線装置構造設備： 該当無						

6 管理者の氏名及び住所

管理者氏名： (獣医師番号)

管理者住所：

7 診療の業務を行う獣医師の氏名

氏名	獣医師番号	エックス線診療への従事	エックス線診療に関する経歴
		する・しない	
		する・しない	

8 診療業務の種類：

9 開設者が法人である場合にあっては、定款又は寄付行為：

(別添)

エックス線装置に関する構造設備の概要

1 エックス線装置の製作者名、型式及び台数、エックス線高電圧発生装置の定格出力、エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

(1) エックス線装置の台数： 台

(2) エックス線装置の製作者名、型式及び台数、エックス線高電圧発生装置の定格出力、エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要：

エックス線装置の製作者名、型式等						
製作者名						
型式						
製造年月日	年 月 日			年 月 日		
装置の種類	固定式（移動不能なもの）・ 固定式（移動可能なもの）・ ポータブル			固定式（移動不能なもの）・ 固定式（移動可能なもの）・ ポータブル		
主な用途	撮影・透視・治療			撮影・透視・治療		
設置時の状態	新品・中古品			新品・中古品		
設置年月日	年 月 日			年 月 日		
高電圧発生装置の定格出力						
区分	管電圧	管電流	撮影時間	管電圧	管電流	撮影時間
長時間	K v	m A	—	K v	m A	—
短時間	K v	m A	秒	K v	m A	秒
蓄電式	K v	μ F	—	K v	μ F	—
エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備						
エックス線装置の共通事項						
照射筒	有・無			有・無		
絞り	有・無			有・無		
エックス線管の容器及び照射筒の漏れ放射線量	接触可能表面から5 cmの距離 ミリグレイ/時間			接触可能表面から5 cmの距離 ミリグレイ/時間		
	線管の焦点から1 mの距離 マイクログレイ/時間			線管の焦点から1 mの距離 マイクログレイ/時間		
総ろ過量	mmアルミニウム当量以上			mmアルミニウム当量以上		

透視用エックス線装置		
透視用画像モニターの種類	蛍光版・テレビモニター・ その他（ ）	蛍光版・テレビモニター・ その他（ ）
透視時間積算・警告音発生タイマー	有・無	有・無
利用線すい可動絞り装置	有・無	有・無
蛍光板有効面積外照射防止装置	有・無	有・無
受像器通過後の放射線量	受像器の接触表面から10cmの距離 マイクログレイ／時間	受像器の接触表面から10cmの距離 マイクログレイ／時間
透視時の最大照射野通過後の放射線量	当該部分の接触可能表面から10cmの距離 マイクログレイ／時間	当該部分の接触可能表面から10cmの距離 マイクログレイ／時間
被照射体周囲の散乱線防護の手段	有・無	有・無
撮影用エックス線装置		
利用線すい可動絞り装置	有・無	有・無
照射野の直径	(口内法撮影用X線装置の場合) センチメートル	(口内法撮影用X線装置の場合) センチメートル
エックス線管焦点及び被照射体から作業従事者までの距離	(移動型及び携帯型X線装置並びに手術中使用するX線装置の場合) メートル	(移動型及び携帯型X線装置並びに手術中使用するX線装置の場合) メートル
治療用エックス線装置		
利用線すい可動絞り装置	有・無	有・無
インターロック機能付きろ過板保持装置	有・無	有・無

2 エックス線診療室等の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

(1) エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

1週間の延べ撮影回数		回			
1週間の延べ透視時間 (透視用エックス線装置)		時間			
エックス線診療室の概要	形態	エックス線診療専用の室・診療室と兼用の室・手術室と兼用の室・その他 ()			
	操作室	有・無			
診療室等の遮蔽物等の概要	区分		材料	厚さ	放射線防護に関する措置
	天井				
	床				
	(周囲を 含む 遮蔽物)	東側			
		西側			
		南側			
北側					
出入り口の扉					
診療室の遮蔽物の外側における最大放射線量		(ミリシーベルト / 1週間 マイクロシーベルト / 1時間)			
標識		有・無			
注意事項の掲示		有・無			

(2) 診療施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

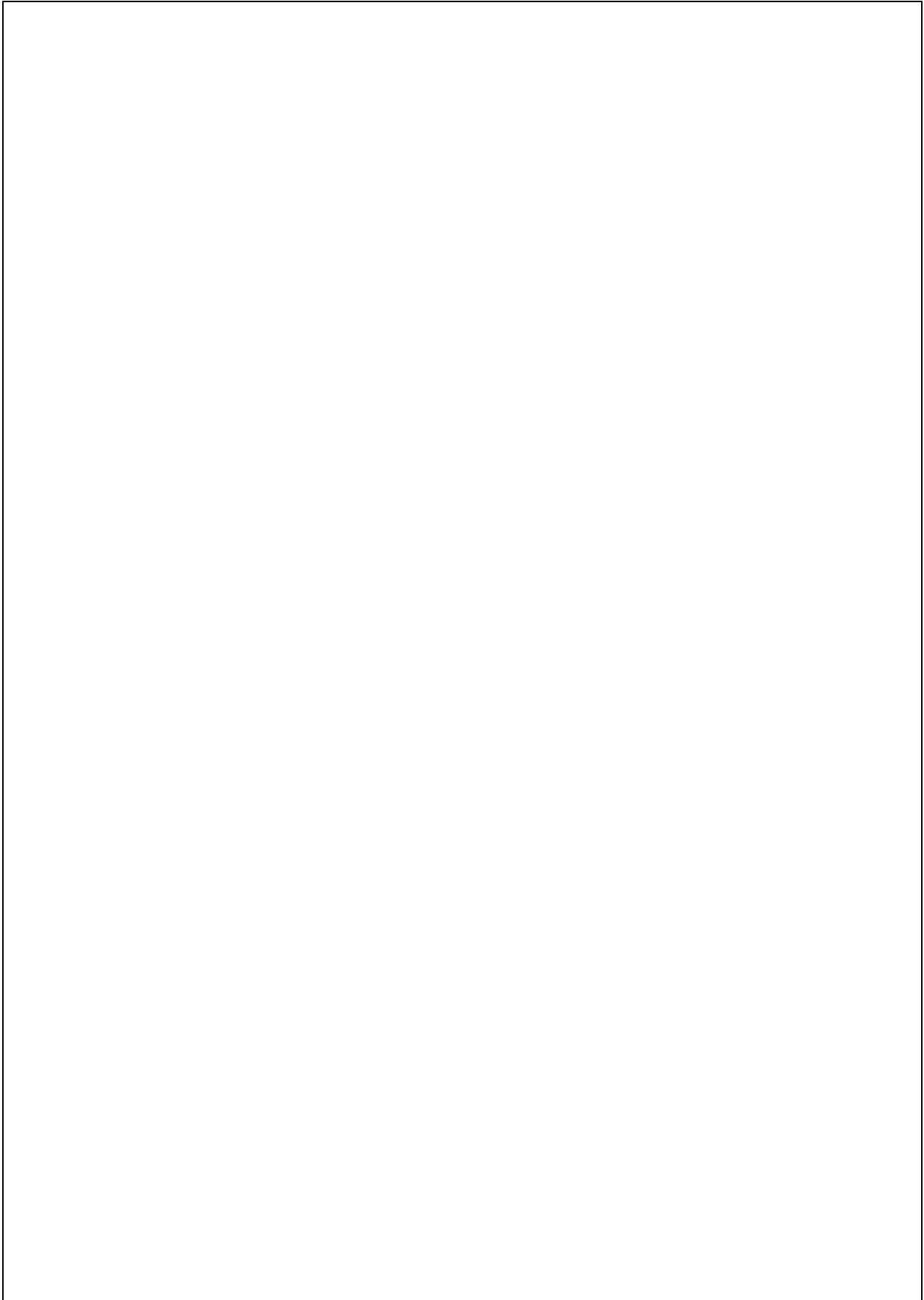
管理区域	管理区域の境界における最大放射線量	実効線量 ミリシーベルト / 3月間
	立入制限措置	遮蔽物 (材質等:) による区画・白線による区画・その他 ()
	標識	有・無
敷地内の居住区域及び敷地内の境界	人が居住する区域における最大放射線量	実効線量 マイクロシーベルト / 3月間
	敷地の境界における最大放射線量	実効線量 マイクロシーベルト / 3月間
その他	エックス線装置を使用する室の遮蔽物等の配置状況	別添

(3) その他放射線障害の防止に関する予防措置の概要

防護用具の保有状況	防護手袋（ 対）・防護エプロン（ 人分）・ ネックガード（ 個）・防護メガネ（ 個）・ その他（[名称：] [数量：]）
エックス線診療従事者等の放射線測定器の保有状況	フィルムバッチ（ ）・熱ルミセンス線量計（ ）・ ポケット線量計（ ）・ その他（[名称：] [数量：]）
エックス線診療室等の放射線測定器の保有状況	有・無 （測定器名： 、数量： 個）
その他の措置（健康診断等）	

(別添)

エックス線装置を使用する室の遮蔽物等の配置状況



飼育動物診療施設開設届の記載・届出上の留意事項

次の注意事項を参考に、該当する箇所すべてについて記載し、開設後10日以内に診療施設の開設について、届け出ること。

なお、届出した事項に変更が生じた場合には、変更が生じた日から10日以内に、変更した事項について書面により届出すること。

○ 届出者の住所・氏名

- ① 届出者が個人の場合は、居住している住所・氏名・捺印。
- ② 届出者が法人の場合は、主たる事務所の所在地・法人の名称、代表者の氏名及び捺印。

○ 開設者の氏名及び住所（開設者が法人である場合にあつては、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地）並びに開設者が獣医師である場合にあつてはその旨

- ① 開設者が個人の場合は、居住している住所・氏名。
- ② 開設者が法人の場合は、主たる事務所の所在地・法人の名称、代表者の氏名。
- ③ 開設者が獣医師の場合は、氏名の後に（獣医師）と記載。

○ 診療施設の名称

- ① 往診診療のみであっても、診療施設の名称を記載すること。

○ 開設の場所

- ① 往診診療の場合には「往診診療」と記載し、往診診療を行う者の住所を記載すること。
- ② マンション・アパート等のビルで開設した場合にはビルの名称や階層を記載。

○ 開設の年月日

- ① 開設した日を記載。
- ② 往診診療専門の場合は、往診診療業務を開始した年月日を記載。

○ 診療用機器等の種類及び所有・借受けの別

- ① 次の3つの事項ごとに、該当するものに○を付けること。
 - a. 覚せい剤取締法第二条第五項に規定する覚せい剤原料を所有する場合には、具体的な覚せい剤原料名を記載すること。
 - b. 麻薬及び向精神薬取締法第二条第一号に規定する麻薬及び同条第六号に規定する向精神薬を所有する場合には、具体的な麻薬又は向精神薬名を記載すること。
 - c. エックス線装置を所有又は借受けする場合には、構造設備の概要を添付すること。

○ 管理者の氏名及び住所

- ① 獣医師免許証の写し（裏書があれば両面の写し）を添付する。

○ 診療の業務を行う獣医師の氏名（エックス線装置を使用する場合には、エックス線診療に従事する獣医師の氏名及び当該獣医師のエックス線診療に関する経歴を含む。）

- ① 研修獣医師等を含む診療に携わるすべての獣医師について記載する。
- ② エックス線診療に関する経歴には、エックス線診療に従事した年数及びエックス線に関する講習会への参加があれば、その状況（講習会名、開催者、開催時期、開催日数等）を記載する。
- ③ 診療に携わるすべての獣医師の獣医師免許証の写し（裏書があれば両面の写し）を添付する。

○ 診療の業務の種類

- ① 主な対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら、その他の畜産業に係る飼育動物の場合は、「産業動物」と記載する。
- ② 主な対象が犬、猫、オウム科・カエデチヨウ科・アトリ科の小鳥の場合は、「小動物」と記載する。
- ③ 産業動物及び小動物以外の場合は、「その他」と記載したほか、（ ）内にフェレット、魚類、爬虫類等の対象動物を記載する。

○ 開設者が法人である場合にあつては、定款又は寄付行為

- ① 法人でない場合には、「該当なし」と記載する。
- ② 法人の場合には、「定款：別紙」と記載するとともに、寄付行為の有無について記載する。また、定款の写しを添付する。

「エックス線装置に関する構造設備の概要」の記載上の留意事項

1 エックス線装置の製作者名、型式及び台数、エックス線高電圧発生装置の定格出力、エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

- 1) エックス線装置の台数
設置している全てのエックス線装置の台数を記載する。
- 2) エックス線装置の製作者名、型式等
設置しているエックス線装置ごとに、製作者名（製造業者名）、型式、製造年月日、装置の種類（固定式、可搬式、ポータブルの別）、主な用途、設置時の状態（新品・中古品の別）及び設置年月日を記載する。
- 3) 高電圧発生装置の定格出力
エックス線装置ごとに、記載する。
 - ① 長時間定格（透視を行う場合）にあつては、エックス線管公称最高管電圧（波高値、 Kv ）及びエックス線管電流（平均値、 mA ）を記載する。
 - ② 短時間定格（撮影を行う場合）にあつては、エックス線管公称最高管電圧（ Kv ）及びエックス線管電流（固定陽極エックス線管にあつては1秒、回転陽極エックス線管にあつては0.1秒、 mA ）及び撮影時間（秒）を記載する。なお、短時間定格の表示が管電流時間積になっている場合には、 $mA \cdot s$ 単位で記載しても差し支えない。
 - ③ 蓄電式のものにあつては最高充電電圧（ kV ）及びコンデンサー容量（ μF ）を記載する。
（注）・ エックス線装置が撮影用のみであつて、コンデンサーを備えていないものは、短時間定格のみを記載する。
 - ・ 高電圧変圧器の2次側に複数個の整流器とコンデンサーを組み合わせているもの（全波整流方式）は、連続定格、短時間定格並びにコンデンサーの電圧及び容量についてすべて記載する。
- 4) エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備
 - ① エックス線装置の共通事項
 - ・ それぞれの項目についてエックス線装置ごとに記載する。
 - ・ 「照射筒」については、エックス線管の照射筒の有無を記載する。
 - ・ 「絞り」については、可変型絞りである場合に、記載する。
 - ・ 「エックス線管の容器及び照射筒の漏れ放射線量」については、次の区分により、利用線すい以外のエックス線量を測定した値を記載する。
 - a. 定格管電圧が50キロボルト以下の治療用エックス線装置の場合は、エックス線装置の接触可能表面から5cmの距離（1.0ミリグレイ/時間以下）
 - b. 定格管電圧が50キロボルトを超える治療用エックス線装置の場合は、エックス線管焦点から1mの距離（10ミリグレイ/時間以下）及びエックス線装置の接触可能表面から5cmの距離
 - c. 定格管電圧が125キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置の場合は、エックス線管焦点から1mの距離（0.25ミリグレイ/時間以下）
 - d. 上記a.～c.以外のエックス線装置の場合は、エックス線管焦点から1mの距離（1.0ミリグレイ/時間以下）
 - e. コンデンサ式エックス線高電圧装置の場合は、充電状態であつて照射時以外のときの接触可能表面から5cmの距離（20マイクログレイ/時間以下）
 - ・ 「総ろ過量」については、エックス線管の管球及び容器の固有ろ過値、照射筒及び絞りの加ろ過値の和とする。
 - ② 透視用エックス線装置
 - ・ 「透視用画像モニターの種類」については、蛍光版・テレビモニター・その他の別を記載する。
 - ・ 「透視時間積算・警告音発生タイマー」、「利用線すい可動絞り装置」及び「蛍光板有効面積外照射防止措置」については、それぞれの有無を記載する。
 - ・ 「受像器通過後の放射線量」については、蛍光板等の受像器を通過したエックス線量を、利用線すい中の当該受像器の接触可能表面から10cmの距離で測定し、記載する。（150マイクログレイ/時間以下）
 - ・ 「透視時の最大照射野通過後の放射線量（透視時の最大受像面を3cmを超える部分を通過した放射線量）」については、当該部分の接触可能表面から10cmの距離において測定し、記載する。（150マイクログレイ/時間以下）
 - ・ 「被照射体周囲の散乱線防護手段」については、鉛枠を設ける等により散乱線を遮へいするための措置の有無について記載する。
 - ③ 撮影用エックス線装置
 - ・ 「利用線すい可動絞り装置」については、その有無を記載する。

- ④ 治療用エックス線装置
 - ・ 「利用線すい可動絞り装置」については、その有無を記載する。
 - ・ 「インターロック機能付きろ過板保持装置」については、ろ過板が引き抜かれたときエックス線の発生を遮断するインターロックが作動するろ過板保持装置の有無を記載する。

2 エックス線診療室等の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

- 1) エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
 - ① 「1週間の延べ撮影回数」及び「1週間の延べ透視時間（透視用エックス線装置）」については、最近1年間の1週間における延べ最多撮影枚数及び延べ最長透視時間（透視エックス線装置）を記載する。
 なお、エックス線装置を設置後1年を経過していない場合には、将来の使用状況等を勘案の上、過少となることのないよう、1週間における延べ最多撮影回数及び延べ最長透視時間の見込みを記載すること。
 - ② 「エックス線診療室の概要」については、エックス線診療専用の室・診療室と兼用の室・手術室との兼用の室・その他の別に、該当するものに○を付ける。なお、その他の場合には（ ）内にその内容を簡潔に記載する。
 - ③ 「診療室の遮蔽物の概要」については、天井、周囲の遮へい物等ごとに、その材質と厚さを記載し、放射線防護に関する措置の項には鉛板（厚さ〇〇mm）を入れている等、その内容を簡潔に記載する。この場合の遮へい物等には、コンクリート壁を含める。
 - ④ 「診療室の遮蔽物の外側における最大放射線量」については、
 - ・ 専用のエックス線診療室である場合には、診療室の壁等の外側の最も近接した点で通常の使用状態において最大値となる場所で測定した線量当量率の最大値に1週の使用時間（最長）を乗じて算出した値（ミリシーベルト／1週間）を記載する。
 - ・ 専用室でない場合には、遮蔽物の外側の最も近接した点で通常の使用状態において最大値となる場所で測定した値（マイクロシーベルト／1時間）を記載する。
 ※ なお、エックス線装置を2台以上設置している場合には、すべてのエックス線装置に係る値の総和を記載すること。
 - ⑤ 「標識」については、エックス線診療室である旨を示す標識を掲げているかどうかを記載する
 - ⑥ 「注意事項の掲示」については、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しているかどうかを記載する
- 2) 診療施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要
 - ① 「管理区域の境界における最大放射線量」については、管理区域の境界における通常の使用状態において最大値となる場所で測定し、すべてのエックス線装置に係る実効線量を合計した値（ミリシーベルト／3月間）を記載する。
 - ② 「立入制限措置」については、
 - ・ 遮蔽物による区画を行っている場合には、当該項目に○を付けて、（ ）内に材質等を記載する。
 - ・ 白線による区画を行っている場合には、当該項目に○を付ける。
 - ・ 部外者立入禁止のための柵や縄張等により区画している場合には、その他に○を付けて、（ ）内にその内容を簡潔に記載する。
 - ③ 「標識」については、管理区域である旨及び立入禁止区域である旨を示す標識を掲げているかどうかを記載する。
 - ④ 「人が居住する区域における最大放射線量」及び「敷地の境界における最大放射線量」については、管理区域の境界における通常の使用状態での最大値となる場所において測定し、すべてのエックス線装置に係る実効線量を合計した値（マイクロシーベルト／3月間）を記載する。
 - ⑤ 「エックス線装置を使用する室の遮蔽物等の配置状況」については、別添の用紙に、エックス線診療室、管理区域、敷地内居住区域等が分かるような平面図として記載する。なお、平面図には、長さや厚さ等の放射線防護に関する事項を壁、遮へい物等について記載する。
- 3) その他放射線障害の防止に関する予防措置の概要
 - ① 「防護用具の保有状況」については、防護手袋、防護エプロン等を備えている場合には○を付した上で、（ ）内に保有数量を記載する。また、その他の防護用具を備えている場合には、それぞれ（ ）内にその名称と数量を記載する。
 - ② 「エックス線診療従事者等の放射線測定器の保有状況」については、フィルムバッチ、熱ルミネセンス線量計等を備えている場合には○を付した上で、（ ）内に保有数量を記載する。また、その他の防護用具を備えている場合には、それぞれ（ ）内にその名称と数量を記載する。
 - ③ 「エックス線診療室等の放射線測定器の保有状況」については、その有無を記載するとともに、有している場合には、すべての機器について（ ）内にその名称と数量を記載する。
 - ④ 「その他の措置（健康診断等）」については、エックス線診療従事者等に対して実施している健康診断等のエックス線防護に関する措置を記載する。

(参考)

覚せい剤取締法（昭和二十六年六月三十日法律第二百五十二号）

(用語の意義)

第二条 この法律で「覚せい剤」とは、左に掲げる物をいう。

- 一 フェニルアミノプロパン、フェニルメチルアミノプロパン及び各その塩類
- 二 前号に掲げる物と同種の覚せい作用を有する物であつて政令で指定するもの
- 三 前二号に掲げる物のいずれかを含有する物

2～4 (略)

5 この法律で「覚せい剤原料」とは、別表に掲げる物をいう。

6～10 (略)

別表

- 一 一フェニルニメチルアミノプロパノール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物。ただし、一フェニルニメチルアミノプロパノールとして一〇%以下を含有する物を除く。
- 二 一フェニルニクロロニメチルアミノプロパン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- 三 一フェニルニジメチルアミノプロパノール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物。ただし、一フェニルニジメチルアミノプロパノールとして一〇%以下を含有する物を除く。
- 四 一フェニルニクロロニジメチルアミノプロパン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- 五 一フェニルニジメチルアミノプロパン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- 六 フェニル醋酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物。ただしフェニル醋酸として一〇%以下を含有する物を除く。
- 七 フェニルアセトアセトニトリル及びこれを含有する物
- 八 フェニルアセトン及びこれを含有する物
- 九 覚せい剤の原料となる物であつて政令で定めるもの

覚せい剤原料を指定する政令（平成八年二月二十一日政令第二十三号）

覚せい剤取締法 別表第九号の規定に基づき、次に掲げる物を覚せい剤原料に指定する。

- 一 N・ α -ジメチル-N-ニプロピニルフェネチルアミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- 二 エリトロニアミノニフェニルプロパンニオール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物。ただし、エリトロニアミノニフェニルプロパンニオールとして五〇%以下を含有する物を除く。

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年三月十七日法律第十四号）

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 麻薬 別表第一に掲げる物をいう。
- 二～五 (略)
- 六 向精神薬 別表第三に掲げる物をいう。
- 七～四十三 (略)

別表第一（第二条関係）

- 一 三アセトキシニジメチルアミノニ四・四ジフェニルヘプタン（別名アセチルメタドール）及びその塩類
- 二 α -三アセトキシニジメチルアミノニ四・四ジフェニルヘプタン（別名アルファアセチルメタドール）及びその塩類
- 三 β -三アセトキシニジメチルアミノニ四・四ジフェニルヘプタン（別名ベータアセチルメタドール）及びその塩類
- 四 α -三アセトキシニメチルアミノニ四・四ジフェニルヘプタン（別名ノルアシメタドール）及びその塩類
- 五 一〔二（四アミノフェニル）エチル〕ニ四フェニルピペリジンニ四カルボン酸エチルエステル（別名アニレリジン）及びその塩類
- 六 N-アリルニルボルヒネ（別名ナロルフィン）、そのエステル及びこれらの塩類
- 七 三アリルニメチルニ四フェニルニ四（プロピオニルオキシ）ピペリジン（別名アリルプロジン）及びその塩類

- 八 エクゴニン及びその塩類
- 九 三—(N—エチル—N—メチルアミノ)——・—ジ—(ニ—チエニル)——ブテン(別名**エチルメチルチアンブテン**)及びその塩類
- 十 α —三—エチル——メチル—四—フェニル—四—(プロピオニルオキシ)ピペリジン(別名**アルファメプロジン**)及びその塩類
- 十一 β —三—エチル——メチル—四—フェニル—四—(プロピオニルオキシ)ピペリジン(別名**ベータメプロジン**)及びその塩類
- 十二 二—(四—クロロベンジル)——(ジエチルアミノ)エチル—五—ニトロベンズイミダゾール(別名**クロニタゼン**)及びその塩類
- 十三 コカインその他**エクゴニン**のエステル及びその塩類
- 十四 **コカ葉**
- 十五 **コデイン**、**エチルモルヒネ**その他**モルヒネ**のエーテル及びその塩類
- 十六 ジアセチルモルヒネ(別名**ヘロイン**)その他**モルヒネ**のエステル及びその塩類
- 十七 —(三—シアノ—三・三—ジフェニルプロピル)—四—フェニルピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル(別名**ジフェノキシレート**)及びその塩類
- 十八 四—シアノ—二—ジメチルアミノ—四・四—ジフェニルプタン(別名**メサドン中間体**)及びその塩類
- 十九 四—シアノ——メチル—四—フェニルピペリジン(別名**ペチジン中間体A**)及びその塩類
- 二十 —(ジエチルアミノ)エチル—二—(四—エトキシベンジル)—五—ニトロベンズイミダゾール(別名**エトニタゼン**)及びその塩類
- 二十一 三—ジエチルアミノ——・—ジ—(ニ—チエニル)——ブテン(別名**ジエチルチアンブテン**)及びその塩類
- 二十二 ジヒドロコデイン(別名**ヒドロドン**)、そのエステル及びこれらの塩類
- 二十三 **ジヒドロコデイン**、そのエステル及びこれらの塩類
- 二十四 ジヒドロデオキシモルヒネ(別名**デソモルヒネ**)、そのエステル及びこれらの塩類
- 二十五 ジヒドロヒドロキシコデイン(別名**オキシコドン**)、そのエステル及びこれらの塩類
- 二十六 ジヒドロヒドロキシモルヒノン(別名**オキシモルフォン**)及びその塩類
- 二十七 **ジヒドロモルヒネ**、そのエステル及びこれらの塩類
- 二十八 ジヒドロモルヒノン(別名**ヒドロモルフォン**)、そのエステル及びこれらの塩類
- 二十九 四・四—ジフェニル—六—ピペリジノ—三—ヘプタノン(別名**ジピパノン**)及びその塩類
- 三十 (ニ—ジメチルアミノ)エチル——エトキシ——・—ジフェニルアセテート(別名**ジメノキサドール**)及びその塩類
- 三十一 三—ジメチルアミノ——・—ジ—(ニ—チエニル)——ブテン(別名**ジメチルチアンブテン**)及びその塩類
- 三十二 六—ジメチルアミノ—四・四—ジフェニル—三—ヘキサノン(別名**ノルメサドン**)及びその塩類
- 三十三 六—ジメチルアミノ—四・四—ジフェニル—三—ヘプタノール(別名**ジメフェプタノール**)及びその塩類
- 三十四 α —六—ジメチルアミノ—四・四—ジフェニル—三—ヘプタノール(別名**アルファメタドール**)及びその塩類
- 三十五 β —六—ジメチルアミノ—四・四—ジフェニル—三—ヘプタノール(別名**ベータメタドール**)及びその塩類
- 三十六 六—ジメチルアミノ—四・四—ジフェニル—三—ヘプタノン(別名**メサドン**)及びその塩類
- 三十七 四—ジメチルアミノ—三—メチル——・ニ—ジフェニル—二—(プロピオニルオキシ)ブタン(別名**プロボキシフェン**)及びその塩類
- 三十八 六—ジメチルアミノ—五—メチル—四・四—ジフェニル—三—ヘキサノン(別名**イソメサドン**)及びその塩類
- 三十九 —・三—ジメチル—四—フェニル—四—(プロピオニルオキシ)アザシクロヘプタン(別名**プロヘプタジン**)及びその塩類
- 四十 α ——・三—ジメチル—四—フェニル—四—(プロピオニルオキシ)ピペリジン(別名**アルファプロジン**)及びその塩類
- 四十一 β ——・三—ジメチル—四—フェニル—四—(プロピオニルオキシ)ピペリジン(別名**ベータプロジン**)及びその塩類
- 四十二 **テバイン**及びその塩類
- 四十三 —・二・五—トリメチル—四—フェニル—四—(プロピオニルオキシ)ピペリジン(別名**トリメペリジン**)及びその塩類
- 四十四 六—ニコチルコデイン(別名**ニココジン**)及びその塩類
- 四十五 ノルモルヒネ(別名**デメチルモルヒネ**)、そのエーテル及びこれらの塩類
- 四十六 —〔二—(ニ—ヒドロキシエトキシ)エチル〕—四—フェニルピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル(別名**エトキシセリジン**)及びその塩類
- 四十七 十四—ヒドロキシジヒドロモルヒネ(別名**ヒドロモルヒノール**)及びその塩類
- 四十八 三—ヒドロキシ—N—**フェナシルモルヒナン**(右旋性のものを除く。)及びその塩類

- 四十九 一—（三—ヒドロキシ—三—フェニルプロピル）—四—フェニルピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル（別名**フェノペリジン**）及びその塩類
- 五十 四—（三—ヒドロキシフェニル）—一—メチル—四—ピペリジルエチルケトン（別名**ケトベミドン**）及びその塩類
- 五十一 四—（三—ヒドロキシフェニル）—一—メチルピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル（別名**ヒドロキシペチジン**）及びその塩類
- 五十二 三—ヒドロキシ—N—フェネチルモルヒナン（別名**フェノモルファン**）及びその塩類
- 五十三 三—ヒドロキシ—N—メチルモルヒナン（右旋性のものを除く。）及びその塩類
- 五十四 三—ヒドロキシモルヒナン（右旋性のものを除く。）及びその塩類
- 五十五 四—フェニル—一—〔二—（テトラヒドロフルフリルオキシ）エチル〕ピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル（別名**フレチジン**）及びその塩類
- 五十六 四—フェニルピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル（別名**ペチジン中間体B**）及びその塩類
- 五十七 四—フェニル—一—（三—フェニルアミノプロピル）ピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル（別名**ピミノジン**）及びその塩類
- 五十八 一・二・三・四・五・六—ヘキサヒドロ—八—ヒドロキシ—六・十一—ジメチル—三—フェネチル—二・六—メタノ—三—ベンザゾシン（別名**フェナゾシン**）及びその塩類
- 五十九 一・二・三・四・五・六—ヘキサヒドロ—八—ヒドロキシ—三・六・十一—トリメチル—二・六—メタノ—三—ベンザゾシン（別名**メタゾシン**）及びその塩類
- 六十 一—〔二—（ベンジルオキシ）エチル〕—四—フェニルピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル（別名**ベンゼチジン**）及びその塩類
- 六十一 六—メチルジヒドロモルヒネ（別名**メチルジヒドロモルヒネ**）及びその塩類
- 六十二 メチルジヒドロモルヒノン（別名**メトボン**）、そのエステル及びこれらの塩類
- 六十三 六—メチル—△六—デオキシモルヒネ（別名**メチルデソルフィン**）及びその塩類
- 六十四 N—（一—メチル—二—ピペリジノエチル）プロピオンアニリド（別名**フェナンプロミド**）及びその塩類
- 六十五 一—メチル—四—フェニルピペリジン—四—カルボン酸エステル及びその塩類
- 六十六 N—〔二—（メチルフェネチルアミノ）プロピル〕プロピオンアニリド（別名**ジアンプロミド**）及びその塩類
- 六十七 〔（三—メチル—四—モルフォリノ—二・二—ジフェニル）プチリル〕**ピロリジン**及びその塩類
- 六十八 三—メチル—四—モルフォリノ—二・二—ジフェニル酪酸（別名**モラミド中間体**）及びその塩類
- 六十九 三—メトキシ—N—メチルモルヒナン（右旋性のものを除く。）及びその塩類
- 七十 **モルヒネ**及びその塩類
- 七十一 モルヒネ—N—オキシドその他**五価窒素モルヒネ**及びその誘導体
- 七十二 一—（二—モルフォリノエチル）—四—フェニルピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル（別名**モルフェリジン**）及びその塩類
- 七十三 六—モルフォリノ—四・四—ジフェニル—三—ヘプタノン（別名**フェナドキソン**）及びその塩類
- 七十四 四—モルフォリノ—二・二—ジフェニル酪酸エチルエステル（別名**ジオキサフェチルプチレート**）及びその塩類
- 七十五 前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、**政令で定めるもの**
- 七十六 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物であつて、あへん以外のもの。ただし、次に掲げるものを除く。
イ 千分中十分以下のコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を含有する物であつて、これら以外の前各号に掲げる物を含有しないもの
ロ 麻薬原料植物以外の植物（その一部分を含む。）

別表第三（第二条関係）

- 一 五—エチル—五—フェニルバルビツール酸（別名**フェノバルビタール**）及びその塩類
- 二 五—エチル—五—（一—メチルプチル）バルビツール酸（別名**ペントバルビタール**）及びその塩類
- 三 七—クロロ—一・三—ジヒドロ—一—メチル—五—フェニル—二H—一・四—ベンゾジアゼピン—二—オン（別名**ジアゼパム**）及びその塩類
- 四 十一—クロロ—二・三・七・十一—b—テトラヒドロ—二—メチル—十一—b—フェニルオキサゾロ〔三・二—d〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン—六（五H）—オン（別名**オキサゾラム**）及びその塩類
- 五 五—（二—クロロフェニル）—七—エチル—一・三—ジヒドロ—一—メチル—二H—チエノ—〔二・三—e〕—一・四—ジアゼピン—二—オン（別名**クロチアゼパム**）及びその塩類
- 六 七—クロロ—二—メチルアミノ—五—フェニル—三H—一・四—ベンゾジアゼピン—四—オキシド（別名**クロルジアゼボキシド**）及びその塩類
- 七 五・五—ジエチルバルビツール酸（別名**バルビタール**）及びその塩類
- 八 一・三—ジヒドロ—七—ニトロ—五—フェニル—二H—一・四—ベンゾジアゼピン—二—オン（別名**ニトラゼパム**）及びその塩類

- 九 ニーフェニル—ニ—（ニ—ピペリジル）酢酸メチルエステル（別名**メチルフェニデート**）及びその塩類
- 十 一・ニ・三・四・五・六—ヘキサヒドロ—六・十—ジメチル—三—（三—メチル—ニ—ブテニル）—ニ
・六—メタノ—三—ベンザゾシン—八—オール（別名**ペンタゾシン**）及びその塩類
- 十一 前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、**政令で定めるもの**
- 十二 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令
（平成二年八月一日政令第二百三十八号）

（麻薬）

第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。

- 一 三—〇—アセチル—七・八—ジヒドロ—七 α —〔一（R）—ヒドロキシ——メチルブチル〕—六—〇—メチル—六・十四—エンド—エテノモルヒネ（別名**アセトルフィン**）及びその塩類
- 二 三—（ニ—アミノブチル）インドール（別名**エトリプタミン**）及びその塩類
- 三 ニ—**アミノプロピオフェノン**及びその塩類
- 四 三—（ニ—アミノプロピル）**インドール**及びその塩類
- 五 N—〔—〔ニ—（四—エチル—五—オキソ—ニ—テトラゾリン———イル）エチル〕—四—（メトキシメチル）—四—ピペリジル〕プロピオンアニリド（別名**アルフェンタニル**）及びその塩類
- 六 四—エチル—ニ・五—ジメトキシ— α —メチルフェネチルアミン（別名**DOET**）及びその塩類
- 七 ニ—（四—エチルスルファニル—ニ・五—ジメトキシフェニル）**エタンアミン**及びその塩類
- 八 N—エチル——フェニルシクロヘキシルアミン（別名**エチシクリジン**）及びその塩類
- 九 N—エチル— α —メチル—三・四—（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名**N—エチルMDA**）及びその塩類
- 十 （五R）—四・五—エポキシ—六—メトキシ—十七—メチル—六・七・八・十四—テトラデヒドロモルヒナン—三—オール（別名**オリバピン**）及びその塩類
- 十一 —（三—クロロフェニル）**ピペラジン**及びその塩類
- 十二 ニ—（ニ—クロロフェニル）—ニ—（メチルアミノ）シクロヘキサノン（別名**ケタミン**）及びその塩類
- 十三 —（三—シアノ—三・三—ジフェニルプロピル）—四—（ニ—オキソ—三—プロピオニル———ベンズイミダゾリニル）**ピペリジン**（別名**ベジトラミド**）及びその塩類
- 十四 —（三—シアノ—三・三—ジフェニルプロピル）—四—（—ピペリジノ）**ピペリジン—四—カルボン酸アミド**（別名**ピリトラミド**）及びその塩類
- 十五 —（三—シアノ—三・三—ジフェニルプロピル）—四—フェニルピペリジン—四—カルボン酸（別名**ジフェノキシン**）及びその塩類
- 十六 三—〔ニ—（ジイソプロピルアミノ）エチル〕—五—**メトキシインドール**及びその塩類
- 十七 三—〔ニ—（ジエチルアミノ）エチル〕**インドール**（別名**DET**）及びその塩類
- 十八 シス—ニ—アミノ—四—メチル—五—フェニル—ニ—オキサゾリン（別名**四—メチルアミノレクス**）及びその塩類
- 十九 ジヒドロコデイノン—六—（カルボキシメチル）**オキシム**（別名**コドキシム**）及びその塩類
- 二十 七—〔（十・十一—ジヒドロ—五H—ジベンゾ〔a・d〕シクロヘプテン—五—イル）アミノ〕**ヘプタン酸**（別名**アミネプチン**）及びその塩類
- 二十一 七・八—ジヒドロ—七 α —〔—（R）—ヒドロキシ——メチルブチル〕—六・十四—エンド—エタノテトラヒドロオリパピン（別名**ジヒドロエトルフィン**）及びその塩類
- 二十二 七・八—ジヒドロ—七 α —〔一（R）—ヒドロキシ——メチルブチル〕—六—〇—メチル—六・十四—エンド—エテノモルヒネ（別名**エトルフィン**）及びその塩類
- 二十三 四・四—ジフェニル—六—ピペリジノ—三—ヘキサノン（別名**ノルピパノン**）及びその塩類
- 二十四 三—〔ニ—（ジメチルアミノ）エチル〕**インドール**（別名**DMT**）及びその塩類
- 二十五 三—〔（ニ—ジメチルアミノ）エチル〕—**インドール—四—イルリン酸エステル**（別名**サイロシビン**）及びその塩類
- 二十六 三—〔ニ—（ジメチルアミノ）エチル〕—**インドール—四—オール**（別名**サイロシン**）及びその塩類
- 二十七 三—（一・ニ—ジメチルヘプチル）—七・八・九・十一—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕**ピラン———オール**（別名**DMHP**）及びその塩類
- 二十八 N— α —ジメチル—三・四—（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名**MDMA**）及びその塩類
- 二十九 ニ—（ニ・五—ジメトキシ—四—**イソプロピルスルファニルフェニル**）**エタンアミン**及びその塩類
- 三十 ニ・五—ジメトキシ—四— α —ジメチルフェネチルアミン（別名**DOM**）及びその塩類
- 三十一 ニ・五—ジメトキシ—四—（プロピルチオ）**フェネチルアミン**及びその塩類
- 三十二 ニ・五—ジメトキシ— α —メチルフェネチルアミン（別名**DMA**）及びその塩類

- 三十三 三・四—ジメトキシ—十七—メチルモルヒナン—六β・十四—ジオール（別名**ドロテパノール**）及びその塩類
- 三十四 N—〔—〔二—（二—チエニル）エチル〕—四—ピペリジル〕プロピオンアニリド（別名**チオフェンタニル**）及びその塩類
- 三十五 —〔—（二—チエニル）シクロヘキシル〕ピペリジン（別名**テノシクリジン**）及びその塩類
- 三十六 六a・七・八・九—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン—オール（別名**デルタ十テトラヒドロカンナビノール**）及びその塩類
- 三十七 六a・七・八・十a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン—オール（別名**デルタ九テトラヒドロカンナビノール**）（分解反応以外の化学反応（大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第一条に規定する大麻草（次号において単に「大麻草」という。）及びその製品に含有されている六a・七・八・十a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン—オールを精製するために必要なものを除く。）を起こさせることにより得られるものに限る。）及びその塩類
- 三十八 六a・七・十・十a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン—オール（別名**デルタ八テトラヒドロカンナビノール**）（分解反応以外の化学反応（大麻草及びその製品に含有されている六a・七・十・十a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン—オールを精製するために必要なものを除く。）を起こさせることにより得られるものに限る。）及びその塩類
- 三十九 六a・九・十・十a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン—オール（別名**デルタ七テトラヒドロカンナビノール**）及びその塩類
- 四十 七・八・九・十—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン—オール（別名**デルタ六a（十a）テトラヒドロカンナビノール**）及びその塩類
- 四十一 八・九・十・十a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン—オール（別名**デルタ六a（七）テトラヒドロカンナビノール**）及びその塩類
- 四十二 トランス—二—ジメチルアミノ—フェニル—三—シクロヘキセン—カルボン酸エチルエステル（別名**チリジン**）及びその塩類
- 四十三 —（三—トリフルオロメチルフェニル）ピペラジン及びその塩類
- 四十四 三・四・五—トリメトキシフェネチルアミン（別名**メスカリン**）及びその塩類
- 四十五 二・四・五—トリメトキシ—α—メチルフェネチルアミン及びその塩類
- 四十六 三・四・五—トリメトキシ—α—メチルフェネチルアミン（別名**TMA**）及びその塩類
- 四十七 N—〔—（β—ヒドロキシフェネチル）—四—ピペリジル〕プロピオンアニリド（別名**ベータヒドロキシフェンタニル**）及びその塩類
- 四十八 N—〔—（β—ヒドロキシフェネチル）—三—メチル—四—ピペリジル〕プロピオンアニリド（別名**ベータヒドロキシ—三—メチルフェンタニル**）及びその塩類
- 四十九 四—ヒドロキシ酪酸（別名**GHB**）及びその塩類
- 五十 —（—フェニルシクロヘキシル）ピペリジン（別名**フェンシクリジン**）及びその塩類
- 五十一 —（—フェニルシクロヘキシル）ピロリジン（別名**ロリシクリジン**）及びその塩類
- 五十二 N—（—フェネチル—四—ピペリジル）プロピオンアニリド（別名**フェンタニル**）及びその塩類
- 五十三 —フェネチル—四—フェニル—四—ピペリジノール酢酸エステル（別名**PEPAP**）及びその塩類
- 五十四 四—フルオロ—N—（—フェネチル—四—ピペリジル）プロピオンアニリド（別名**パラフルオロフェンタニル**）及びその塩類
- 五十五 四—ブロモ—二・五—ジメトキシフェネチルアミン及びその塩類
- 五十六 四—ブロモ—二・五—ジメトキシ—α—メチルフェネチルアミン（別名**プロランフェタミン**）及びその塩類
- 五十七 六a・七・八・九・十・十a—ヘキサヒドロ—六・六—ジメチル—九—メチレン—三—ペンチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン—オール（別名**デルタ九（十一）テトラヒドロカンナビノール**）及びその塩類
- 五十八 三—ヘキシル—七・八・九・十—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン—オール（別名**パラヘキシル**）及びその塩類
- 五十九 —ベンジルピペラジン及びその塩類
- 六十 二—（メチルアミノ）—フェニルプロパン—オン（別名**メトカチノン**）及びその塩類
- 六十一 二—メチルアミノ—（三・四—メチレンジオキシフェニル）プロパン—オン及びその塩類
- 六十二 N—メチル—α—エチル—三・四—（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名**MBDB**）及びその塩類
- 六十三 N—〔—〔—メチル—二—（二—チエニル）エチル〕—四—ピペリジル〕プロピオンアニリド（別名**アルファメチルチオフェンタニル**）及びその塩類
- 六十四 N—〔三—メチル—〔二—（二—チエニル）エチル〕—四—ピペリジル〕プロピオンアニリド（別名**三—メチルチオフェンタニル**）及びその塩類
- 六十五 N—〔—メチル—二—（ピペリジノエチル）〕—N—二—ピリジルプロピオンアミド（別名**プロピラム**）及びその塩類

- 六十六 ーメチルー四フェニルピペリジンー四カルボン酸（別名**ペチジン中間体C**）及びその塩類
- 六十七 Nー（三ーメチルーーフェネチルー四ピペリジル）プロピオンアニリド（別名**三ーメチルフェンタニル**）及びその塩類
- 六十八 αーメチルー四メチルチオフェネチルアミン（別名**四ーMTA**）及びその塩類
- 六十九 NーメチルーNー（ー（三・四ーメチレンジオキシフェニル）プロパンーニール）ヒドロキシルアミン及びその塩類
- 七十 αーメチルー三・四ー（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名**MDA**）及びその塩類
- 七十一 Nー〔αーメチルー三・四ー（メチレンジオキシ）フェネチル〕ヒドロキシルアミン（別名**NーヒドロキシMDA**）及びその塩類
- 七十二 ーメチルー四フェニルー四ピペリジノールプロピオン酸エステル（別名**MPPP**）及びその塩類
- 七十三 Nー〔ー（αーメチルフェネチル）ー四ピペリジル〕アセトアニリド（別名**アセチルーアルファーメチルフェンタニル**）及びその塩類
- 七十四 Nー〔ー（αーメチルフェネチル）ー四ピペリジル〕プロピオンアニリド（別名**アルファーメチルフェンタニル**）及びその塩類
- 七十五 ー（ニメトキシカルボニルエチル）ー四（フェニルプロピオニルアミノ）ピペリジンー四カルボン酸メチルエステル（別名**レミフェンタニル**）及びその塩類
- 七十六 Nー〔四（メトキシメチル）ーー〔ニ（ニチエニル）エチル〕ー四ピペリジル〕プロピオンアニリド（別名**スフェンタニル**）及びその塩類
- 七十七 四ーメトキシーαーメチルフェネチルアミン（別名**PMA**）及びその塩類
- 七十八 三ーメトキシーαーメチルー四・五ー（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名**MMDA**）及びその塩類
- 七十九 ニー（四ーヨードー二・五ージメトキシフェニル）エタンアミン及びその塩類
- 八十 リゼルギン酸ジエチルアミド（別名**リゼルギド**）及びその塩類

（向精神薬）

第三条 法別表第三第十一号の規定に基づき、次に掲げる物を向精神薬に指定する。

- 一 ニーアミノー五フェニルーニオキサゾリン（別名**アミノレクス**）及びその塩類
- 二 五ーアリルー五（ーメチルブチル）バルビツール酸（別名**セコバルビタール**）及びその塩類
- 三 五ーアリルー五（ニメチルプロピル）バルビツール酸（別名**ブタルビタール**）及びその塩類
- 四 ニーイミノー五フェニルー四オキサゾリジノン（別名**ペモリン**）及びその塩類
- 五 ーエチニルシクロヘキサノールカルバミン酸エステル（別名**エチナメート**）及びその塩類
- 六 ニーエチルーニフェニルグルタルイミド（別名**グルテチミド**）及びその塩類
- 七 Nーエチルー三フェニルピシクロ〔二・二・一〕ヘプタンーニアミン（別名**フェンカンファミン**）及びその塩類
- 八 五ーエチルーーメチルー五フェニルバルビツール酸（別名**メチルフェノバルビタール**）及びその塩類
- 九 Nーエチルーαーメチルフェネチルアミン（別名**エチランフェタミン**）及びその塩類
- 十 五ーエチルー五（三ーメチルブチル）バルビツール酸（別名**アモバルビタール**）及びその塩類
- 十一 五ーエチルー五（ーメチルプロピル）バルビツール酸（別名**セクブタバルビタール**）及びその塩類
- 十二 ークロロー三ーエチルーーペンテンー四インー三ーオール（別名**エスクロルビノール**）及びその塩類
- 十三 七ークロロー五（ニクロロフェニル）ー・三ージヒドロー三ーヒドロキシー二Hー・四ーベンゾジアゼピンーニオン（別名**ロラゼパム**）及びその塩類
- 十四 七ークロロー五（ニクロロフェニル）ー・三ージヒドロー三ーヒドロキシーーメチルー二Hー・四ーベンゾジアゼピンーニオン（別名**ロルメタゼパム**）及びその塩類
- 十五 七ークロロー五（ニクロロフェニル）ー・三ージヒドロー二Hー・四ーベンゾジアゼピンーニオン（別名**デロラゼパム**）及びその塩類
- 十六 十ークロロー十ーb（ニクロロフェニル）ー二・三・七・十一bーテトラヒドロオキサゾロー〔三・二ーd〕〔一・四〕ベンゾジアゼピンー六（五H）ーオン（別名**クロキサゾラム**）及びその塩類
- 十七 八ークロロー六（ニクロロフェニル）ーーメチルー四Hーsートリアゾロ〔四・三ーa〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン（別名**トリアゾラム**）及びその塩類
- 十八 七ークロローー〔ニ（ジエチルアミノ）エチル〕ー五（ニフルオロフェニル）ー・三ージヒドロー二Hー・四ーベンゾジアゼピンーニオン（別名**フルラゼパム**）及びその塩類
- 十九 七ークロローー（シクロプロピルメチル）ー・三ージヒドロー五フェニルー二Hー・四ーベンゾジアゼピンーニオン（別名**プラゼパム**）及びその塩類
- 二十 七ークロロー五（ーシクロヘキセンーーイル）ー・三ージヒドローーメチルー二Hー・四ーベンゾジアゼピンーニオン（別名**テトラゼパム**）及びその塩類
- 二十一 七ークロロー二・三ージヒドローニオクソー五フェニルーーHー・四ーベンゾジアゼピンー三ーカルボン酸（別名**クロラゼブ酸**）及びその塩類

- 二十二 十一クロロ八・十二bジヒドロニ・八ジメチル十二bフェニル四H〔一・三〕オキサジノ〔三・二-d〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン四・七（六H）ージオン（別名**ケタゾラム**）及びその塩類
- 二十三 七クロロ一・三ジヒドロ三ヒドロキシ五フェニル二H一・四ベンゾジアゼピン二オン（別名**オキサゼパム**）及びその塩類
- 二十四 七クロロ一・三ジヒドロ三ヒドロキシ一メチル五フェニル二H一・四ベンゾジアゼピン二オン（別名**テマゼパム**）及びその塩類
- 二十五 七クロロ一・三ジヒドロ三ヒドロキシ一メチル五フェニル二H一・四ベンゾジアゼピン二オンジメチルカルバミン酸エステル（別名**カマゼパム**）及びその塩類
- 二十六 七クロロ一・三ジヒドロ五フェニル一（二プロピニル）二H一・四ベンゾジアゼピン二オン（別名**ピナゼパム**）及びその塩類
- 二十七 七クロロ一・三ジヒドロ五フェニル二H一・四ベンゾジアゼピン二オン（別名**ノルダゼパム**）及びその塩類
- 二十八 七クロロ二・三ジヒドロ一メチル五フェニル一H一・四ベンゾジアゼピン（別名**メダゼパム**）及びその塩類
- 二十九 七クロロ一（二・二・ニトリフルオロエチル）一・三ジヒドロ五フェニル二H一・四ベンゾジアゼピン二オン（別名**ハラゼパム**）及びその塩類
- 三十 五（四クロロフェニル）二・五ジヒドロ三Hイミダゾ〔二・一-a〕イソインドール五ール（別名**マジンドール**）及びその塩類
- 三十一 五（二クロロフェニル）一・三ジヒドロ七ニトロ二H一・四ベンゾジアゼピン二オン（別名**クロナゼパム**）及びその塩類
- 三十二 六（二クロロフェニル）二・四ジヒドロ二〔（四メチル一ピペラジニル）メチレン〕一八ニトロ一Hイミダゾ〔一・二-a〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン一オン（別名**ロプラゾラム**）及びその塩類
- 三十三 八クロロ六フェニル四H-s トリアゾロ〔四・三-a〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン（別名**エスタゾラム**）及びその塩類
- 三十四 三（二クロロフェニル）二メチル四（三H）キナゾリノン（別名**メクロカロン**）及びその塩類
- 三十五 七クロロ五（二フルオロフェニル）二・三ジヒドロ二オキソ一H一・四ベンゾジアゼピン三カルボン酸エチルエステル（別名**ロフラゼブ酸エチル**）及びその塩類
- 三十六 七クロロ五（二フルオロフェニル）一・三ジヒドロ一（二・二・ニトリフルオロエチル）二H一・四ベンゾジアゼピン二チオン（別名**クアゼパム**）及びその塩類
- 三十七 七クロロ五（二フルオロフェニル）一・三ジヒドロ一メチル二H一・四ベンゾジアゼピン二オン（別名**フルジアゼパム**）及びその塩類
- 三十八 八クロロ六（二フルオロフェニル）一メチル四Hイミダゾ〔一・五-a〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン（別名**ミダゾラム**）及びその塩類
- 三十九 N（三クロロプロピル） α -メチルフェネチルアミン（別名**メフェノレクス**）及びその塩類
- 四十 八クロロ一メチル六フェニル四H-s トリアゾロ〔四・三-a〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン（別名**アルプラゾラム**）及びその塩類
- 四十一 七クロロ一メチル五フェニル一H一・五ベンゾジアゼピン二・四（三H・五H）ージオン（別名**クロバザム**）及びその塩類
- 四十二 五・五ジアルリルバルビツール酸（別名**アロバルビタール**）及びその塩類
- 四十三 二（ジエチルアミノ）プロピオフェノン（別名**アンフェプラモン**）及びその塩類
- 四十四 三・三ジエチル五メチル二・四ピペリジンジオン（別名**メチプリロン**）及びその塩類
- 四十五 二十一シクロプロピル七 α -〔（S）一ヒドロキシ一・二ニトリメチルプロピル〕一六・十四エンドエタノ一六・七・八・十四テトラヒドロオリパビン（別名**ブプレノルフィン**）及びその塩類
- 四十六 五（一シクロヘキセン一イル）五エチルバルビツール酸（別名**シクロバルビタール**）及びその塩類
- 四十七 三・七ジヒドロ一・三ジメチル七〔二〔（ α -メチルフェネチル）アミノ〕エチル〕一Hプリン二・六ジオン（別名**フェネチリン**）及びその塩類
- 四十八 一・三ジヒドロ一メチル七ニトロ五フェニル二H一・四ベンゾジアゼピン二オン（別名**ニメタゼパム**）及びその塩類
- 四十九 一・一ジフェニル一（二ピペリジル）メタノール（別名**ピプラドロール**）及びその塩類
- 五十 二〔（ジフェニルメチル）スルフィニル〕アセタミド（別名**モダフィニル**）及びその塩類
- 五十一 N \cdot α -ジメチルシクロヘキサンエチルアミン（別名**プロピルヘキセドリン**）及びその塩類
- 五十二 N \cdot N-ジメチル α -フェニルフェネチルアミン及びその塩類
- 五十三 三・四ジメチル二フェニルモルフォリン及びその塩類
- 五十四 α ・ α -ジメチルフェネチルアミン（別名**フェンテルミン**）及びその塩類

- 五十五 N・N・六-トリメチル-ニ-パラ-トリルイミダゾ [一・ニ-a] ピリジン-三-アセタミド (別
名**ゾルピデム**) 及びその塩類
- 五十六 一- (四-トリル) -ニ- (一-ピロリジニル) -一-ペンタノン (別名**ピロパレロン**) 及びその塩
類
- 五十七 トレオ-ニ-アミノ-一-フェニルプロパン-一-オール (左旋性のものを除く。) 及びその塩類
- 五十八 五-ブチル-五-エチルバルビツール酸 (別名**ブトバルビタール**) 及びその塩類
- 五十九 五- (ニ-フルオロフェニル) -一・三-ジヒドロ-一-メチル-七-ニトロ-ニH-一・四-ベン
ゾジアゼピン-ニ-オン (別名**フルニトラゼパム**) 及びその塩類
- 六十 ニ-ブロモ-四- (ニ-クロロフェニル) -九-メチル-六H-チエノ [三・ニ-f] -s-トリアゾ
ロ [四・三-a] [一・四] ジアゼピン (別名**プロチゾラム**) 及びその塩類
- 六十一 七-ブロモ-一・三-ジヒドロ-五- (ニ-ピリジニル) -ニH-一・四-ベンゾジアゼピン-ニ-オ
ン (別名**プロマゼパム**) 及びその塩類
- 六十二 十-ブロモ-十一-b- (ニ-フルオロフェニル) -二・三・七・十一-b-テトラヒドロオキサゾロ [三
・ニ-d] [一・四] ベンゾジアゼピン-六 (五H) -オン (別名**ハロキサゾラム**) 及びその塩類
- 六十三 N-ベンジル-N・ α -ジメチルフェネチルアミン (別名**ベンツフェタミン**) 及びその塩類
- 六十四 ニ-メチル-三- (ニ-トリル) -四 (三H) -キナゾリノン (別名**メタカロン**) 及びその塩類
- 六十五 三-メチル-ニ-フェニルモルフォリン (別名**フェンメトラジン**) 及びその塩類
- 六十六 三- [(α -メチルフェネチル) アミノ] プロピオニトリル (別名**フェンプロレクス**) 及びその塩類
- 六十七 三- (α -メチルフェネチル) -N- (フェニルカルバモイル) シドノンイミン (別名**メソカルブ**)
及びその塩類
- 六十八 五- (一-メチルブチル) -五-ビニルバルビツール酸 (別名**ビニルビタール**) 及びその塩類
- 六十九 ニ-メチル-ニ-プロピル-一・三-プロパンジオールジカルバミン酸エステル (別名**メプロバメー
ト**) 及びその塩類
- 七十 α - (α -メトキシベンジル) -四- (β -メトキシフェネチル) -一-ピペラジンエタノール (別名
ジベプロール) 及びその塩類